

## 第一章 序論

### 1-1 本研究の背景

これまでに使用済小型電子機器等に利用されている有用金属の相当部分は回収されず、廃棄されている状況であった。そこで、使用済小型電子機器等の再資源化を図るため 2013 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行された<sup>1)</sup>。小型家電リサイクル法は、義務型ではなく促進型のリサイクル法となっており、取組可能と判断した市町村が参加する仕組みとなっている<sup>2)</sup>。また、小型家電リサイクル法の対象品目は、①消費者が通常家庭で使用する電気機械器具であって、②効率的な収集運搬が可能であり、③経済性の面における制約が著しくないものを、制度対象品目として政令で定めることとしている<sup>1)</sup>。この定義に基づき、携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピューター、デジタルカメラ等をはじめとする電気機械器具を 28 の分類で制度対象品目として定めている<sup>1)</sup>。取り組みの実態としては各市町村毎に異なり様々な取り組み方がある。各市町村で回収された使用済小型電子機器は国が認定した認定事業者<sup>1)</sup>（再資源化のために事業を行う者）に委託され再資源化される。

小型家電リサイクル法実施市町村の中には、使用済小型電子機器の選別・分解作業を障がい者支援施設に委託して事業を展開している事例もあり<sup>3)</sup>、障がい者の就労機会拡大の点においても取り組みを行っている。また、認定事業者においても、手解体の業務過程を障がい者支援施設と連携して事業を展開している事例<sup>4)</sup>もある。これらの事例ように、使用済小型電子機器の回収や再資源化の場を障がい者の方の「働く場所」の 1 つとして設けられていることがわかる。

先行研究では、小型家電リサイクル法の今後の課題について<sup>5)</sup>や使用済小型家電リサイクルに関する使用者の意識ついて着目した研究<sup>6)</sup>はあるが、小型家電リサイクルにおいて障がい者支援施設と連携した取り組みに着目した研究は存在しない。そこで、本研究では小型家電リサイクルにおける障がい者支援施設との連携が、使用済小型電子機器の回収・選別・分解作業において重要と考え、障がい者支援施設目線から連携に対しての促進策を提案することに着目して研究を進めることとする。

### 1-2 本研究の目的

本研究の目的は以下の 2 つである。

- ① 小型家電リサイクル法実施市町村、並びに認定事業者と障がい者支援施設との連携状況の実施実態の把握。
- ② 連携における課題点を明らかにし、促進への提案を行うこと。

### 1-3 本研究の意義

本研究の意義は以下の 2 つである。

市町村、認定事業者にとって障がい者支援施設との連携の質を向上させるための参考資

料になること、また、同時に障がい者支援施設との連携の拡大のきっかけになることを本研究の意義とする。

#### 1-4 本研究の方法

本研究の目的を以下のような方法で達成する。

- ① 日報ビジネスに掲載されている小型家電リサイクル法実施市町村一覧<sup>7)</sup>から実施市町村を把握し整理する。さらに、環境省の小型家電リサイクル関連に記載されている認定事業者一覧<sup>8)</sup>から認定事業者を把握し整理する。
- ② 各市町村と各認定事業者に対して障がい者支援施設との連携状況の把握のために予備アンケート調査を実施する。
- ③ 予備アンケート調査の結果を踏まえ、調査対象地の選定に入る。選定した調査対象地に対して予備アンケート調査での不足部分や疑問点に関して本アンケート調査を実施する。
- ④ 小型家電リサイクル法実施市町村、認定事業者と連携している障がい者支援施設の方々のそれぞれの意見を把握するために連携事例の関係者に対してヒアリング調査を実施する。
- ⑤ 以上の調査結果を踏まえて比較、分析を行い、促進策を提案する。

#### 1-5 本研究の構成

第一章 本研究の背景、目的、意義、方法、構成、用語について記述する。

第二章 本研究の対象である小型家電リサイクル法及び障がい者支援施設でのリサイクルについての概要を記述する。

第三章 本研究の目的を達成するための調査対象及び調査方法について記述する。

第四章 小型家電リサイクル法実施市町村並びに認定事業者と障がい者支援施設との連携状況の実施実態の把握について記述する。

第五章 障がい者支援施設との連携の課題点と促進への提案について記述する。

第六章 本研究の結論と今後の課題について記述する。

#### 1-6 本研究における用語の定義

本研究で用いる主な用語について説明する。

- 市町村：本研究で「市町村」とは、小型家電リサイクル法実施市町村のことを指す。また、市町村を明記しているが実際に実施しているのは市のみである。
- 行政：本研究で使用する「市町村」と同じ意味を示す。
- 認定事業者：引き渡しを受けた使用済小型家電から、破碎・選別等の方法により、各種の有用資源を高度に分離すること、破碎等する前に極力可能な範囲でフロン類・小形二次電池等を回収すること、引き渡しから再資源化、最終処分が終了するまでの一

連の行程を明確にすること，などを行う者。特定の業種等に限定していないため，要件に合致する者は認定事業者になることができる。要件の例として，[1]適切かつ継続に再資源化を行えるような経理的基礎を有すること，[2]対象とする区域が隣接する 3 都府県（北海道及び沖縄を除く）以上の区域，かつその区域の人口密度が 1,000 人/Km<sup>2</sup> 未満であること，を満たしたものが認定事業者になることができる<sup>1)</sup>。

- 事業者：本研究で使用する「認定事業者」と同じ意味を示す。
- 障がい者支援施設： 障害者の方に対し，夜間に「施設入所支援」を行うとともに，昼間に「生活介護」，「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設とする<sup>8)</sup>。
- 使用済小型電子機器：携帯電話端末・PHS 端末，パーソナルコンピューター，デジタルカメラ等のことを指す<sup>1)</sup>。
- 連携：本研究で「連携」とは，市町村と障がい者支援施設の 2 者，又は認定事業者と障がい者支援施設の 2 者が何らかの形で小型家電リサイクル事業に共に取り組むことを示す。
- 小型家電リサイクル法：デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため，主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定，当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律<sup>1)</sup>である。
- 小型家電リサイクル事業：使用済小型家電の回収・運搬業務や解体・分解業務，再資源化事業などのことを指す。

#### <参考文献>

- 1) 環境省：小型家電リサイクル関連<<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/>>，2014-11-25
- 2) 環境展望台：レアメタルを含めた金属リサイクルと小型家電リサイクル法<[http://tenbou.nies.go.jp/topics/kogatakaden\\_top.htm](http://tenbou.nies.go.jp/topics/kogatakaden_top.htm)>，2014-11-25
- 3) 吉岡直：新潟市における使用済小型家電リサイクル事業について，都市清掃，pp349-353，(2014)
- 4) 竹内康孝：小型家電の効果的な回収と金属リサイクル，都市清掃，pp383-387，(2014)
- 5) 斎藤優子，劉庭秀，安東元吉：小型家電リサイクル制度のあり方に関する-考察・酒田市の社会実験結果を事例として-，廃棄物資源循環会研究発表会講演論文集，Vol.24，pp.201-202(2013)
- 6) 和田有朗，中野加都子：使用済み小型家電リサイクルに関する使用者の意識調査に基づく考察，土木学会論文集 G（環境），Vol.67，No.6，pp.11-18(2011)
- 7) 日報ビジネス株式会社：小型家電リサイクル法自治体実施状況<[http://www.nippo.co.jp/re\\_law/relaw9c.htm](http://www.nippo.co.jp/re_law/relaw9c.htm)>，2014-11-26
- 8) 熊本県障害者保健福祉ホームページ

< [http://cyber.pref.kumamoto.jp/syougaihofuku/content/asp/work\\_main.asp?ls=33&id=212](http://cyber.pref.kumamoto.jp/syougaihofuku/content/asp/work_main.asp?ls=33&id=212) > ,  
2016-1-6

## 第二章 小型家電リサイクル法及び障がい者支援施設でのリサイクルの概要

### 2-1 はじめに

本章では、小型家電リサイクル法及び障がい者支援施設でのリサイクルの概要について、文献やウェブサイト情報に基づいて述べる。

### 2-2 本章の目的

本研究の対象である小型家電リサイクル法実施市町村、認定事業者、障がい者支援施設とはどのようなものなのかを整理し、調査の準備として本研究の対象の決定についての整理をする。

### 2-3 調査方法

基本情報取得のため、文献やインターネットにより調査を実施した。

### 2-4 小型家電リサイクル法実施実態の概要

#### 2-4-1 小型家電リサイクル法の必要性と仕組み

循環型社会の実現に向けて、様々な取り組みが見られる中で、これまでに使用済小型電子機器等に利用されている有用金属の相当部分は回収されず、廃棄されている状況であった。循環型社会を目指す上で、使用済小型電子機器に含まれる有用金属を最大限に活用していく必要がある。そこで、その一役を担っているのが本研究で取り扱う小型家電リサイクル法であると言える。

小型家電リサイクル法は、義務型ではなく促進型のリサイクル法となっており、取組可能と判断した市町村が参加する仕組みとなっている<sup>1)</sup>。また、国が認定した認定事業者<sup>2)</sup>という再資源化のために事業を行う者を設け、有用金属の再資源化を図っている。小型家電リサイクル法の普及により、使用済小型電子機器に含まれる有用金属の再資源化が進み、資源の有効活用はさらに広がると考えられる。

#### 2-4-2 実施市町村と認定事業者について

本研究の対象となる小型家電リサイクル法実施市町村の数は、日報ビジネスのHP<sup>3)</sup>に記載されている290市(2014年7月現在のものとする)である。また、認定事業者の数は、環境省のHP<sup>1)</sup>に記載されている38社(2014年9月現在のものとする)である。

#### 2-4-3 本研究の対象の決定について

本研究において対象となるのは、小型家電リサイクル法実施市町村、認定事業者、連携している障がい者支援施設とする。小型家電リサイクル法実施市町村の対象地をまとめたものを以下の表2-1、表2-2に示す。

表 2-1 小型家電リサイクル法実施市町村一覧①

市町村	担当部署	市町村	担当部署
北海道	担当部署	千葉県	
札幌市	環境局環境事業部企画課	千葉市	環境局資源循環部廃棄物対策課
旭川市	環境部クリーンセンター	我孫子市	我孫子市役所 環境経済部 クリーンセンター
芦別市	市民課環境衛生係	市川市	環境清掃部 循環型社会推進課
網走市	生活環境課 清掃リサイクル係	市原市	環境部 クリーン推進課
石狩市	環境市民部ごみ・リサイクル課	浦安市	ごみゼロ課
岩見沢市	環境部廃棄物対策課リサイクル推進係	木更津市	環境部 廃棄物対策課
恵庭市	生活環境部 環境政策室 廃棄物管理課	佐倉市	[環境部] 廃棄物対策課
小樽市	生活環境部廃棄物対策課	匝瑳市	匝瑳市本庁 環境生活課/環境班
釧路市	市民環境部清掃事業課	流山市	環境部 クリーンセンター
北広島市	市民環境部環境課	野田市	清掃計画課
釧路市	市民環境部環境事業課廃棄物対策担当	船橋市	クリーン推進課 計画係
滝川市	くらし支援課環境衛生係	東京都	
伊達市	経済環境部環境衛生課環境衛生係	新宿区	環境清掃部-ごみ減量リサイクル課
千歳市	市民環境部 環境センター 廃棄物対策課 資源循環推進係	足立区	環境部ごみ減量推進課清掃計画係
苫小牧市	環境衛生部ゼロごみ推進室減量対策課	荒川区	清掃リサイクル課計画係
名寄市	市民部 環境生活課	板橋区	資源環境部 清掃リサイクル課
登別市	環境対策グループ	江戸川区	環境部 清掃課 ごみ減量係
函館市	環境推進課	大田区	環境清掃管理課
美瑛市	市民部生活環境課環境グループ	葛飾区	リサイクル清掃課計画調整係
室蘭市	生活環境部環境課	北区	生活環境部 リサイクル清掃課
稚内市	生活福祉部生活衛生課	江東区	環境清掃部 清掃リサイクル課 清掃リサイクル係
青森県		品川区	品川区清掃事務所リサイクル推進係
青森市	環境部 清掃管理課 廃棄物・リサイクルチーム	渋谷区	清掃リサイクル課リサイクル推進係
黒石市	市民環境課	杉並区	環境部ごみ減量対策課
十和田市	環境衛生係	墨田区	すみだ清掃事務所
八戸市	環境部環境政策課資源リサイクルグループ	世田谷区	清掃・リサイクル部 事業課
平川市	市民課環境衛生係	大東区	清掃リサイクル課
弘前市	環境管理課環境事業所資源循環係	中央区	中央清掃事務所清掃事業係
岩手県		千代田区	環境安全部千代田清掃事務所
盛岡市	環境部資源循環推進課	豊島区	清掃環境部 資源循環課 リサイクル推進係
一関市	一関地区広域行政組合	練馬区	環境部 清掃リサイクル課 リサイクル推進係
宮城県		文京区	リサイクル清掃課清掃事業係
秋田県		港区	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所
横手市	市民生活部生活環境課	目黒区	清掃リサイクル課
山形県		稲城市	市民部 環境課
山形市	環境部ごみ減量推進課	青梅市	環境部清掃リサイクル課
福島県		清瀬市	ごみ減量推進課ごみ減量推進係
白河市	市民生活部 生活環境課 環境衛生係	国分寺市	環境部 ごみ減量推進課 ごみ減量推進担当
茨城県		小平市	企画政策部 ごみ減量対策課
水戸市	ごみ対策課	沼江市	環境部
牛久市	廃棄物対策課 牛久クリーンセンター	立川市	環境下水道部ごみ対策課
北茨木市	環境産業部 生活環境課 環境保全係	多摩市	環境部ごみ対策課
吉河市	吉河市役所 環境安全部環境課	調布市	環境部 ごみ対策課 業務係
桜川市	環境対策課	西東京市	ごみ減量推進課
下妻市	生活環境課	八王子市	資源循環部ごみ減量対策課
つくば市	廃棄物対策課	日野市	環境共生部/ごみゼロ推進課
つくばみらい市	生活環境課	東久留米市	ごみ対策課
土浦市	環境衛生課 クリーン推進係	東村山市	資源循環部ごみ減量推進課
取手市	環境対策課	東大和市	ごみ対策課 ごみ減量係
坂東市	生活環境課 環境衛生係	福生市	環境課ごみ対策係
日立市	生活環境部環境衛生課	町田市	環境資源部 3R推進課 推進係
常陸太田市	環境政策課	三鷹市	生活環境部 ごみ対策課
守谷市	生活経済部生活環境課	武蔵野市	環境部 クリーンセンター
龍ヶ崎	都市環境部 環境対策課	神奈川県	
栃木県		横浜市	資源循環局業務課分別・リサイクル推進担当
宇都宮市	環境部 ごみ減量課 企画グループ	厚木市	環境事業課資源循環係
大田原市	生活環境課 環境対策係	伊勢原市	環境美化センター
まくら市	環境課 リサイクル推進係	小田原市	環境部; 環境政策課 ごみ減量推進係
那須塩原市	生活環境部 環境対策課 廃棄物対策室	川崎市	環境局生活環境部
宇都宮市	生活環境課	相模原市	資源循環推進課
群馬県		座間市	資源対策課 資源対策係
前橋市	ごみ減量課	茅ヶ崎市	環境部 資源循環課 資源循環担当
伊勢崎市	環境部 環境政策課	紫野市	環境産業部清掃事業所資源化推進班
桐生市	市民生活部 清掃センター	大和市	環境農政部 環境総務課 廃棄物対策担当
渋川市	市民部環境課	横須賀市	資源循環部資源循環総務課
高崎市	一般廃棄物対策課	新潟県	
館林市	資源対策課(清掃センター)	新潟市	環境部 廃棄物政策課
みどり市	市民部 生活環境課	柏崎市	市民生活部クリーン推進課資源循環係
埼玉県		三条市	市民部 環境課 生活環境係(清掃センター内)
さいたま市	環境局/資源循環推進部/資源循環政策課 政策推進係	上越市	生活環境課
上尾市	西貝環境センター	蕨市	市民生活部生活環境課
朝霞市	資源リサイクル課	長岡市	環境業務課
入間市	環境経済部 総合クリーンセンター 清掃指導・ごみ減量推進担当	見附市	市民生活課 生活環境係
加須市	環境安全部 資源リサイクル課	妙高市	環境生活課 リサイクル係
川口市	環境部 廃棄物対策課	村上市	環境課 生活環境室
川越市	環境部 資源循環推進課 減量リサイクル推進担当	富山県	
北本市	くらし安全課 廃棄物・リサイクル担当	富山市	環境センター
行田市	環境経済部環境課 環境業務担当	魚津市	環境安全課 生活安全係
坂戸市	環境政策課 廃棄物資源担当	黒部市	市民環境課
赤手市	環境課	砺波市	生活環境課
狭山市	環境経済部 資源循環推進課	滑川市	生活環境課
志木市	環境推進課 リサイクル推進グループ	水見市	環境・交通防犯課
草加市	廃棄物資源課 業務係	石川県	
所沢市	環境クリーン部 資源循環推進課	金沢市	環境局リサイクル推進課
新座市	リサイクル推進課	七尾市	所属課室:市民生活部環境課
飯能市	産業環境部廃棄物対策課担当	能美市	不明
東松山市	環境産業部 生活環境課(クリーンセンター)	羽咋市	環境安全課 環境資源係
日高市	環境課/廃棄物対策担当	福井県	
浜谷市	環境衛生課	福井市	市民生活部 清掃清美課
富士見市	自治振興部 環境課 資源リサイクル係	越前市	産業環境部 環境政策課
本庄市	経済環境部環境推進課環境衛生係	鯖江市	環境課 環境グループ
和光市	資源リサイクル課 清掃センター	山梨県	

表 2-2 小型家電リサイクル法実施市町村一覧②

市町村	担当部署	市町村	担当部署
甲府市	廃棄物対策室減量課減量係	津山市	環境事業所
甲斐市	環境課	新見市	福祉部 生活環境課 環境保全係
富士吉田市	環境美化センター	広島県	
南アルプス市	環境課	呉市	環境政策課
山梨市	環境課 生活環境担当・施設管理担当	山口県	
長野県		山口市	資源循環推進課
安曇野市	市民生活部 廃棄物対策課	岩国市	環境部 環境事業化
大町市	生活環境課環境衛生係 内線 461	宇部市	市民環境部 廃棄物対策課 資源循環推進係
駒ヶ根市	環境課	山陽小野田市	環境課生活衛生係 リサイクル係
佐久市	環境部 生活環境課 環境衛生係	下関市	環境部 環境施設課
塩尻市	生活環境課	周南市	周南市 環境生活部 リサイクル推進課
須坂市	環境部 生活環境課	長門市	市民福祉部生活環境課
松本市	市民環境部 環境業務課	防府市	クリーンセンター
岐阜県		徳島県	
可児市	環境課	香川県	
海津市	環境課	高松市	環境業務課
関市	関市市民環境部生活環境課	観音寺市	生活環境課 廃棄物対策係
多治見市	多治見市環境文化部三の倉センター	さぬき市	生活環境課
羽島市	羽島市役所市民部環境事業室	丸亀市	クリーン課
美濃市	市民生活課	三豊市	環境部 環境衛生課
静岡県		愛媛県	
磐田市	磐田市環境水道部 ゴミ対策課（磐田市クリーンセンター内）	宇和島市	市民環境部 生活環境課
掛川市	環境政策課	東温市	市民環境課
御殿場市	環境課	新居浜市	ごみ減量課
島田市	くらし環境部環境課衛生係	八幡浜市	市民福祉部 生活環境課
沼津市	生活環境部ごみ対策推進課	高知県	
浜松市	浜松市役所環境部資源廃棄物政策課	福岡県	
富士市	廃棄物対策課	福岡市	環境局 循環型社会推進部 資源循環推進課
富士宮市	環境部 清掃センター 総務係	うきは市	総務課
三島市	環境市民部生活環境課業務係	大牟田市	環境部 環境業務課
愛知県		小郡市	生活環境課 リサイクル推進係
名古屋	環境局ごみ減量部資源化推進室資源化推進担当	北九州市	環境局環境未来都市推進室
安城市	環境部ごみゼロ推進課清掃事業所	久留米市	環境部資源循環推進課
一宮市	一宮市環境部清掃対策課（環境センター内）	古賀市	環境課ごみ対策係
稲沢市	資源対策課（環境センター内）	田川市	環境対策課 環境政策係
大府市	市民協働部 環境課	直方市	環境業務課 業務一係 / 業務二係
尾張旭市	市民生活部環境課環境事業センター	宮若市	民生部 環境保全課 環境衛生係
江南市	生活産業部 環境課 ごみ減量グループ	宗像市	市民協働・環境部 環境課
清須市	市民環境部 生活環境課	柳川市	企画課広報広聴係
小牧市	市民生活部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係	佐賀県	
瀬戸市	資源リサイクルセンター	長崎県	
高浜市	市役所市民生活グループ	長崎市	市民局環境部 廃棄物対策課
知多市	清掃センター	諫早市	市民生活環境部 環境政策課
知立市	市民部 環境課	雲仙市	市民生活部 / 環境政策課
東海市	清掃センター	熊本県	
常滑市	生活環境課	熊本市	環境局 廃棄物計画課
豊明市	環境課 ごみ減量推進係	天草市	環境施設課
豊田市	ごみ減量推進課	荒尾市	環境保全課 環境業務係
豊橋市	環境部 環境政策課	大分県	
長久手市	くらし文化部環境課	大分市	環境部 清掃管理課
西尾市	環境部 ごみ減量課	宇佐市	生活環境課 リサイクル推進係
日進市	環境課ごみ減量推進係	杵築市	生活環境課
半田市	市民経済部クリーンセンター	中津市	清掃第一課
みよし市	環境経済部環境課	別府市	環境課
弥富市	環境課	宮崎県	
三重県		宮崎市	環境部 環境業務課
津市	環境部環境政策課	鹿児島県	
鳥羽市	環境課資源リサイクル係	いちき串木野市	生活環境課
名張市	生活環境部 環境対策室	鹿屋市	生活環境課
滋賀県		志布志市	市民環境課 環境政策室 環境政策係
彦根市		沖縄県	
京都府			
京都市	環境政策局循環型社会推進部		
宇治市	宇治市市民環境部 ごみ減量推進課		
大阪府			
大阪市	大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課市民啓発グループ		
東大阪市	東大阪市環境部循環社会推進課		
枚方市	減量総務課		
兵庫県			
神戸市	環境局 資源循環部 資源循環政策課		
相生市	環境課		
明石市	明石市環境部資源循環課		
三木市	三木市役所 環境課		
三田市	クリーンセンター		
宝塚市	環境部 クリーンセンター 管理課		
姫路市	リサイクル推進課		
奈良県			
奈良市	環境部 環境事業室 企画総務課		
五條市	産業環境部 みどり園		
大和高田市	クリーンセンター		
和歌山県			
和歌山市			
岩出市	生活福祉部 生活環境課		
紀の川市	紀の川市 廃棄物対策課		
鳥取県			
倉吉市	総合政策課		
境港市	境港市清掃センター		
島根県			
岡山県			
岡山市	環境局環境事業課		
浅口市	生活環境部環境課		
井原市	環境課		
笠岡市	環境課		

次に、認定事業者と障がい者支援施設の対象地をまとめたものを以下の表 2-3 と表 2-4 に示す。

表 2-3 認定事業者一覧

	認定事業者名	本社
1	大栄環境株式会社	大阪府和泉市
2	日本磁力選鉱株式会社	福岡県北九州市
3	ハリタ金属株式会社	富山県高岡市
4	株式会社紅久商店	愛知県豊田市
5	株式会社リーテム	東京都千代田区
6	共英製銅株式会社	大阪府大阪市
7	株式会社イボキン	兵庫県たつの市
8	金城産業株式会社	愛媛県松山市
9	木村メタル産業株式会社	愛知県小牧市
10	トーエイ株式会社	愛知県知多郡東浦町
11	トヨキン株式会社	愛知県豊田市
12	株式会社マテック	北海道帯広市
13	ミナミ金属株式会社	石川県金沢市
14	株式会社アビツ	愛知県名古屋市中
15	株式会社エコリサイクル	秋田県大館市
16	三井物産株式会社	東京都千代田区
17	スズトクホールディングス株式会社	東京都墨田区
18	株式会社エコネコル	静岡県富士宮市
19	平林金属株式会社	岡山県北区
20	柴田産業株式会社	福岡県久留米市
21	株式会社市川環境エンジニアリング	千葉県市川市
22	株式会社フューチャー・エコロジー	東京都大田区
23	豊富産業株式会社	富山県富山市
24	リネットジャパン株式会社	愛知県大府市
25	株式会社アール・ビー・エヌ	兵庫県姫路市
26	安田金属株式会社	広島県廿日市市
27	株式会社シンコー	長崎県大村市
28	株式会社拓琉金属	沖縄県浦添市
29	JX金属苫小牧ケミカル株式会社	北海道苫小牧市
30	ニッコー・ファインメック株式会社	岩手県一関市
31	株式会社エコ計画	埼玉県さいたま市
32	JX金属商事株式会社	東京都中央区
33	JX金属敦賀リサイクル株式会社	福井県敦賀市
34	豊通マテリアル株式会社	愛知県名古屋市中
35	三重中央開発株式会社	三重県伊賀市
36	株式会社鈴木商会	北海道札幌市
37	丸源起業株式会社	千葉県山武郡横芝光町
38	株式会社イー・アール・ジャパン	広島県広島市



表 2-4 障がい者支援施設一覧

	施設名	所在地
1	ねむのき新居	北海道 旭川市
2	ニムビン	北海道 旭川市
3	りんどうの里	北海道 旭川市
4	永山友愛	北海道 旭川市
5	旭川アルム	北海道 旭川市
6	日和サービス	茨城県 日立市
7	前橋コミュニティショップ「みんなの店」	群馬県 前橋市
8	けやき社会センター	千葉県 我孫子市
9	地域作業所ドリーム	神奈川県 伊勢原市
10	のんびり青山の会	新潟県 新潟市
11	みのわの里工房こしじ	新潟県 長岡市
12	ワークセンターこでまり	新潟県 妙高市
13	けやき作業所	愛知県 知立市
14	エコミットまつもと	長野県 松本市

## 2-5 障がい者支援施設の取り組みの概要

様々な障がい者支援施設による小型家電リサイクル事業への取り組みがあり、その内容としては、障がい者支援施設を回収拠点の1つとし回収業務を行うこと、回収された使用済小型電子機器を解体・分解業務を行うこと、回収された使用済小型電子機器を運搬すること、などが多くみられる。

小型家電リサイクル事業を障がい者の方への就労支援や就労移行支援などのツールの1つとしている障がい者支援施設も多く、今後も取り組みの数は増加していくのではないかと考えられる。

## 2-6 本研究の位置づけ

本研究では、小型家電リサイクル法の担っている役割を踏まえ、小型家電リサイクル法実施市町村並びに認定事業者と障がい者支援施設との連携状況の把握を調査していく。そして、連携の質を向上させるための参考資料となり、同時に障がい者支援施設との連携の拡大のきっかけになることを本研究の位置づけとする。

### <参考文献>

- 1) 環境展望台：レアメタルを含めた金属リサイクルと小型家電リサイクル法  
 <[http://tenbou.nies.go.jp/topics/kogatakaden\\_top.htm](http://tenbou.nies.go.jp/topics/kogatakaden_top.htm)>, 2014-11-25
- 2) 環境省：小型家電リサイクル関連 <<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/>>, 2014-11-25
- 3) 日報ビジネス株式会社：小型家電リサイクル法自治体実施状況  
 <[http://www.nippo.co.jp/re\\_law/relaw9c.htm](http://www.nippo.co.jp/re_law/relaw9c.htm)>, 2014-11-26



### 第三章 調査対象及び調査方法

#### 3-1 はじめに

本章では、本研究の目的を達成するための、調査対象及び調査方法について述べる。

#### 3-2 小型家電リサイクル法実施市町村と認定事業者への予備アンケート調査

##### 3-2-1 調査対象地

調査対象地は、小型家電リサイクル法実施の市町村 290 市と認定事業者 38 社とする(2014 年 9 月現在のものとする)。対象として選んだ理由は、各市町村と各認定事業者に対して障がい者支援施設との連携の状況を把握するためである。

##### 3-2-2 調査内容

小型家電リサイクル法実施市町村や認定事業者が障がい者支援施設に事業を委託している事例があり、就労機会拡大のきっかけの場となっている。先行研究には、小型家電リサイクル法の課題や小型家電リサイクルに関する使用者の意識に着目した研究はあるが、小型家電リサイクルにおける障がい者支援施設と連携した取り組みに着目した先行研究は存在しない。このことから、障がい者団体と連携している市町村や認定事業者を把握するために予備アンケート調査を実施した。なお、調査期間は平成 26 年 11 月 2 日から平成 27 年 2 月 10 日までである。加えて、予備アンケート調査票送付先は、主に廃棄物対策課、ごみ対策課、環境課などである。

以下の表 3-1 に予備アンケート調査票質問項目を示す。また、付録に予備アンケート調査票を記載する。

表 3-1 予備アンケート調査票質問項目

	質問項目	回答方式
問1	障がい者支援施設との連携の有無	選択
問2	連携している施設の名称と連絡先	記述
問3	連携の内容	記述
問4	連携の目的	記述
問5	連携の課題点	記述
問6	今後の障がい者支援施設との連携予定の有無	選択
問7	連携予定の内容	記述
問8	小型家電リサイクル法によるメリット	記述
問9	小型家電リサイクル法によるデメリット	記述
問10	その他	記述

### 3-2-3 返信状況について

小型家電リサイクル法実施の市町村 290 市と認定事業者 38 社の合計 328 箇所に予備アンケート調査票を送付し、返信のあったのは市町村 180 市と認定事業者 12 社であった。返信状況は 58.5%（市町村 62.0% 認定事業者 31.5%）であった。

## 3-3 障がい者支援施設と連携している市町村及び認定事業者への本アンケート調査

### 3-3-1 調査対象地

調査対象地は、障がい者支援施設と連携している 19 市町村、5 認定事業者と障がい者の方や施設の方々からの意見も調査するため、連携している 19 の障がい者支援施設も含めることとする。対象として選んだ理由は、小型家電リサイクル実施市町村並びに認定事業者と障がい者支援施設との連携状況の実施実態を把握するためである。

### 3-3-2 調査内容

予備アンケート調査を踏まえ、障がい者支援施設と連携している市町村や認定事業者並びに障がい者支援施設に対して基礎情報、計画段階、実施段階、障がい者の方への指導・対応について、連携に対しての課題点などの把握のために本アンケート調査を実施した。なお、調査期間は平成 27 年 8 月から 11 月までである。加えて、予備アンケート調査票送付先は、主に廃棄物対策課、ごみ対策課、環境課などである。

以下の表 3-2 に自治体の本アンケート調査票質問項目、表 3-3 に認定事業者の本アンケート調査票質問項目、表 3-4 に障がい者支援施設の本アンケート調査票質問項目を示す。また、付録に本アンケート調査票を記載する。

表 3-2 自治体への本アンケート調査票質問項目

項目区分	質問項目		回答方式
基礎情報	問1	障がい者支援施設との連携の有無	選択
	問2	連携している施設の名称と連絡先	記述
	問3	連携の内容	記述
	問4	連携の目的	記述
	問5	連携の予定の有無	記述
計画段階	問6	連携の開始の理由	選択
	問7	連携の検討開始時期と取り組み開始時期	記述
	問8	小型家電リサイクル事業の開始理由	選択
	問9	担当の課や部署	記述
	問10	ストックヤードの有無	選択
	問11	連携に関する初期投資	記述
	問12	連携の発案者	選択
実施段階	問13	障がい者支援施設に委託している内容	選択
	問14	連携の契約期間	選択
	問15	連携の通算期間	選択
	問16	使用済小型家電の1ヶ月の回収量	記述
	問17	作業している障がい者の方の人数	選択
	問18	どのような障害を持った方がいるのか	記述
	問19	障がい者支援施設への委託量の確保の有無	選択
	問20	小型家電リサイクル事業の採算性について	記述
障がい者の方への指導・対応	問21	障がい者支援施設との打ち合わせの頻度	選択
	問22	障がい者の方にとって働きやすい環境か	記述
	問23	安全性の確保の有無	選択
	問24	指導員の確保の有無	選択
	問25	指導員の人数	記述
連携に対しての課題点について	問26	障がい者支援施設との連携の現在の課題点	記述
	問27	費用負担の問題の有無	記述
その他	問28	小型家電リサイクル事業は障がい者の方の働く場の1つと	記述
	問29	連携してみた感想	記述
	問30	ヒアリング調査へのお願い	選択

表 3-3 認定事業者への本アンケート調査票質問項目

項目区分	質問項目		回答方式
基礎情報	問1	障がい者支援施設との連携の有無	選択
	問2	連携している施設の名称と連絡先	記述
	問3	連携の内容	記述
	問4	連携の目的	記述
	問5	連携の予定の有無	記述
計画段階	問6	連携の開始の理由	選択
	問7	連携の検討開始時期と取り組み開始時期	記述
	問8	担当の課や部署	記述
	問9	ストックヤードの有無	選択
	問10	連携に関しての初期投資	記述
	問11	連携の発案者	選択
	問12	企業における障がい者に対する研修の有無	選択
	問13	研修の内容	記述
実施段階	問14	自治体からの雇用支援の有無	選択
	問15	小型家電リサイクル事業の開始理由	選択
	問16	障がい者支援施設に委託している業務内容	選択
	問17	連携の契約期間	選択
	問18	連携の通算期間	選択
	問19	使用済小型家電の1ヶ月の回収量	記述
	問20	作業している障がい者の方の人数	選択
	問21	どのような障害を持った方がいるのか	記述
障がい者の方への指導・対応	問22	障がい者支援施設への委託量の確保の有無	選択
	問23	小型家電リサイクル事業の採算性について	記述
	問24	障がい者支援施設との打ち合わせの頻度	選択
	問25	障がい者の方にとって働きやすい環境か	記述
	問26	安全性の確保の有無	選択
連携に対しての課題点について	問27	指導員の確保の有無	選択
	問28	指導員の人数	記述
	問29	障がい者支援施設との連携の現在の課題点	記述
その他	問30	費用負担の問題の有無	記述
	問31	企業が考える小型家電リサイクル法の改善点・要望	記述
その他	問32	小型家電リサイクル事業は障がい者の方の働く場の1つとなるか	記述
	問33	連携してみたの感想	記述
	問34	ヒアリング調査へのお願い	選択

表 3-4 障がい者支援施設への本アンケート調査票質問項目

項目区分	質問項目		回答方式
基礎情報	問1	自治体もしくは企業との連携の有無	選択
	問2	連携している自治体もしくは企業の名称と連絡先	記述
	問3-1	自治体との連携内容	選択
	問3-2	企業との連携内容	選択
	問4	連携の目的	記述
	問5	連携の予定の有無	記述
	問6	障がい者支援施設に属している障がい者の方の人数	記述
	問7	障がい者支援施設に勤めている方の人数	記述
	問8	小型家電リサイクル事業に携わる障がい者の方の人数	記述
計画段階	問9	小型家電リサイクル事業への目的	選択
	問10	自治体や企業と連携を始めた理由	選択
	問11	連携の検討開始時期と取り組み開始時期	記述
	問12	ストックヤードの有無	選択
	問13	連携に関する初期投資	記述
	問14	連携の発案者	選択
実施段階	問15	障がい者の方への自治体からの支援の有無	選択
	問16	自治体からの支援の内容	記述
	問17	自治体や企業からの委託内容	選択
	問18	連携の契約期間	選択
	問19	連携の通算期間	選択
障がい者の方への指導・対応	問20	どのような障害を持った方がいるのか	記述
	問21	小型家電リサイクル事業の採算性について	記述
	問22	自治体や企業との打ち合わせの頻度	選択
	問23	障がい者の方にとって働きやすい環境か	記述
	問24	安全性の確保の有無	選択
	問25	指導員の確保の有無	選択
連携に対しての課題点について	問26	指導員の人数	記述
	問27	自治体や企業との連携の現在の課題点	記述
その他	問28	費用負担の問題の有無	記述
	問29	小型家電リサイクル事業は障がい者の方の働く場の1つとなるか	記述
	問30	連携してみた感想	記述
	問31	ヒアリング調査へのお願い	選択

### 3-3-3 返信状況について

障がい者支援施設と連携している 19 市町村, 5 認定事業者と 19 の障がい者支援施設に本アンケート調査票を送付し, 返信のあったのは 14 市町村と 5 認定事業者と 10 の障がい者支援施設であった。返信状況は 67% (市町村 73.6% 認定事業者 100% 障がい者支援施設 52.6%) であった。

### 3-4 障がい者支援施設と連携している市町村及び認定事業者へのヒアリング調査

### 3-4-1 調査対象地

調査対象地は、メールによるヒアリング調査を実施したのが 2 市町村であり、現地ヒアリング調査は 1 認定事業者と 1 障がい者支援施設に実施した。選定理由としては、現地ヒアリングの許可が降りた市町村がなく、メールなら回答可能の対象地を選定した。また、現地ヒアリングを実施した対象地は、現地ヒアリングを許可していただいた株式会社しんえこと株式会社エコミット松本である。

### 3-4-2 調査内容

長野県内の 2 施設に対してそれぞれ担当者 1 名ずつに、2015 年 11 月 24 日に実施した。障がい者支援施設であるエコミットまつもとのご担当者、およびエコミットまつもとの運営主体である株式会社エコミットに小型家電リサイクル業務を委託している、株式会社しんえことのご担当者に、現地ヒアリング調査をさせていただいた。なお株式会社エコミットは株式会社しんえことの子会社であることから、同敷地に会社があった。ヒアリング内容としては、本アンケート調査の回答内容から疑問に感じた点などを質問として調査を実施した。

以下の図 3-1 は訪問先の様子、表 3-5 と表 3-6 はヒアリングの質問内容を示している。



図 3-1 株式会社しんえこと株式会社エコミット

表 3-5 メールヒアリング調査質問項目

質問項目	
燕市	
問1	初期投資に用意した物品はなにか
問2	障がい者支援施設の選定について
問3	作業人数を増やしていく予定の有無
上越市	
問1	ストックヤードの規模について
問2	障がい者支援施設の選定方法
問3	小型家電回収量の対策はなにか
問4	取り組み開始にあたり参考にした事例の有無



表 3-6 現地ヒアリング調査票質問項目

質問項目	
株式会社しんえこ	
問1	資源物引取作業やプラント運転とは
問2	就労支援のためのパソコン利用の方法とは
問3	塩尻市内の福祉事業所との連携の詳細
問4	助成金はどこからのものか
問5	発案者の再確認
問6	ステップアップセミナーについて
問7	事業立ち上げの理由の詳細
問8	障がい者の方を社員として雇用しているのか
問9	チームリーダーとは
問10	回収量を維持するための対策
問11	職場の環境づくりのポイント
問12	しんえこで障がい者の方との雇用契約の有無
問13	写真撮影の許可
エコミットまつもと	
問1	他の事業に比べ小型家電リサイクル事業が雇用の場となっているのか
問2	所属している障がい者の方の年齢構成
問3	エコミットまつもとの立ち上げの経緯
問4	エコミットまつもとでの障がい者の方の立場
問5	ストックヤードの所有者について
問6	採算性を高めていくために実施している事
問7	小型家電リサイクル事業は働く場の選択肢の一つとなっているのか
問8	高校を卒業した障がい者の方への対応
問9	エコミットまつもとの収入・支出の内訳

<参考文献>

- 1) 株式会社しんえこホームページ  
<<http://syneco.co.jp/>>, 2016-1-6



## 第四章 小型家電リサイクル法実施市町村並びに認定事業者と障がい者支援施設との連携状況の実施実態の把握

### 4-1 はじめに

本章では、第二章で取り上げた現在の小型家電リサイクル法において、全国各市町村 290 市と認定事業者 38 社と障がい者支援施設 19 に焦点をおき、小型家電リサイクル法実施市町村並びに認定事業者と障がい者支援施設との連携状況の実施実態を把握する。

### 4-2 本章の目的

小型家電リサイクル法実施市町村並びに認定事業者と障がい者支援施設との連携状況の実施実態を明らかに示すこと（目的 1）を目的とする。

### 4-3 調査方法

3-2（予備アンケート調査）、3-3（本アンケート調査）、3-4（ヒアリング調査）で述べたとおりである。

### 4-4 調査対象地

3-2（予備アンケート調査）、3-3（本アンケート調査）、3-4（ヒアリング調査）で述べたとおりである。

### 4-5 調査結果

予備アンケート調査結果、本アンケート調査結果、ヒアリング調査結果をもとに考察を行う。

#### 4-5-1 障がい者支援施設との連携の実施実態について

##### 4-5-1-1 障がい者支援施設との連携の有無

まず、予備アンケート調査において調査対象地としていた全国各市町村 290 市と認定事業者 38 社の障がい者支援施設との連携の有無を表 4-1 に示す。また、その他の回答の詳細について、表 4-2 に示す。表 4-1 から、予備アンケート調査において返信のあった 180 市と 12 社のうち、障がい者支援施設と連携していたのは 13 市と 1 社であり、障がい者団体と連携している自治体は 7.2% (180 市中 13 市)、障がい者団体と連携している認定事業者は 8.3% (12 社中 1 社) という結果となった。この結果から、現段階では障がい者支援施設と連携している対象地は少ないことがわかる。

表 4-1 障がい者支援施設との連携の有無 (n=192)

連携有無	市町村	認定事業者
連携有り	13	1
連携無し	162	9
その他	5	2
合計	180	12

表 4-2 連携有無のその他の内訳 (n=7)

連携有無の内訳 (その他)	回答件数	認定事業者
今後連携予定	3	1
委託先が連携している	2	0
詳細不明	1	1

#### 4-5-1-2 障がい者支援施設との連携の内容

予備アンケート調査結果から、障がい者支援施設との連携の内容について表 4-3 に示す。表 4-3 から、解体・処分業務が最も多い連携内容となっており、次いで、回収・運搬業務が多い連携内容となっている。その他では、搬入物の計量業務という事例があった。このことから、”モノを作る”という作業よりもモノを解体・処分する作業の方が失敗をするリスクが少ないこともあり障がい者の方に向いていると考えられる。また、回収・運搬業務においては補佐的な役割を担うことができ、さらに地域の方から障がい者の方のためになるならば、ということで使用済小型家電を回収させていただける事例もあることから適しているのではないかと考える。

表 4-3 障がい者支援施設との連携内容 (n=14 複数回答可)

連携内容	市町村	認定事業者
解体・処分業務	8	1
回収・運搬業務	6	0
その他	1	0

#### 4-5-1-3 障がい者支援施設との連携の検討開始時期と取り組み開始時期

本アンケート調査結果から、連携の検討開始時期から取り組み開始までに要した年月について表 4-4 に示す。表 4-4 から、取り組み開始までの期間として1年未満しか要していない対象地が多く、開始までの期間として短い対象地で半年、長い対象地でも2年であった。この結果から検討開始から取り組み開始までに至っては短くても半年程度は要することがわかる。

表 4-4 検討開始から取り組み開始までの期間 (n=14)

取り組み開始までの期間	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
1年未満	4	1	2
1年～2年	4	0	1
2年以上	2	0	0

#### 4-5-1-4 障がい者支援施設との連携の開始理由

本アンケート調査結果から、連携の開始理由について表 4-5 に示す。表 4-5 から、連携の開始理由として障がい者の方の雇用促進のためが最も多く、次いで、障がい者支援施設（自治体や企業）からの要望があったためが多い結果となった。また、その他の回答では使用済小型電子機器の組成の分析や資源を利用した仕事ができるため、などの回答が得られた。この結果から、小型家電リサイクル事業が少ない事例ではあるが障がい者の方の雇用の場の1つになっていることがわかる。

表 4-5 連携の開始理由 (n=20 複数回答可)

連携の開始理由	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
障がい者の方の雇用促進	10	3	2
施設・企業・自治体からの要望のため	4	0	2
人手不足解消のため	0	1	0
その他	1	1	1

#### 4-5-1-5 障がい者支援施設との今後の連携予定の有無

予備アンケート調査結果から、障がい者支援施設との今後の連携予定の有無について表 4-6 に示す。さらに、その他の回答の詳細について、表 4-7 に示す。表 4-6 から、障がい者団体と連携予定である市町村は 2.4% (168 市中 4 市)、障がい者団体と連携予定である認定事業者は 9.1% (11 社中 1 社) という結果となった。この結果から、現段階では連携予定が有る対象地は少ないことがわかる。また、連携予定なしの理由としては、連携する相手が見つからないこと、資金的に余裕がないことなどであった。

表 4-6 障がい者支援施設との今後の連携の有無 (n=179)

連携予定の有無	自治体	認定事業者
連携予定あり	4	1
連携予定なし	151	5
その他	13	5
合計	168	11

表 4-7 連携予定の有無のその他の内訳 (n=18)

連携予定の有無の内訳 (その他)	回答件数
現在検討中	7
委託先が連携予定	2
詳細不明	9

#### 4-5-1-6 障がい者支援施設との連携の目的

予備アンケート調査結果から、障がい者支援施設との連携の目的について表 4-8 に示す。表 4-8 から、障がい者就労支援のためが最も多い理由になっていることがわかる。また、その他の回答では、リサイクル工程の能力高度化などが見られた。この結果から、小型家電リサイクル事業が就労支援の場として提供されていることにより、障がい者の方にとって働く場の 1 つになる可能性があると考えられる。

表 4-8 連携の目的 (n=14 複数回答可)

連携の目的	市町村	認定事業者
障がい者就労支援	13	0
小型家電資源化促進	3	0
市の職員不足のため	3	0
ごみ減量のため	2	0
その他	1	1

#### 4-5-1-7 障がい者支援施設との連携の課題点

予備アンケート調査結果から、障がい者支援施設との連携の課題点について表 4-9 に示す。表 4-9 から、障がい者支援施設への委託量の確保や安全性、売却益の確保などが課題点となっていることがわかる。また、その他の回答では、適正に見合った適正な委託料の設定が見られた。この結果から、連携において委託量や採算性などが低いことが現在の課題点であると考えられる。特に、委託量の確保という点から、安定した回収量を目指した対策が必要になってくるであろう。

表 4-9 連携の課題点 (n=14 複数回答可)

連携の課題点	市町村	認定事業者
委託量の確保	4	0
特になし	4	0
安全面の確保	1	1
売却益の確保	1	0
指導必要性	1	0
費用負担の増大	1	0
その他	1	1

#### 4-5-1-8 障がい者支援施設との連携におけるストックヤードの有無について

本アンケート調査結果から、ストックヤードの有無について表 4-10 に示す。表 4-10 から、ストックヤードの有無は回収量が多い対象地ではストックヤードを保有しているものが多く見られた。1つの事例を除き、1ヶ月の回収量が1トン以上の市町村の対象地は全てストックヤードを保有していた。また、その他の回答では、障がい者支援施設においてストックヤードを保有している対象地は企業に土地を借り、容器だけ保有しているという事例も見られた。

現地ヒアリングを実施した株式会社しんえこ、エコミットまつもとでは解体・処分業務をおえた使用済小型電子機器をストックヤード毎に高付加価値、低付加価値に分類していた。ストックヤードの様子を、許可を得て撮影したものを以下の図 4-1 に示す。

表 4-10 スtockヤードの有無 (n=22)

ストックヤードの有無	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
有り	4	2	2
無し	6	1	4
その他	2	1	0



図 4-1 スtockヤードの様子

#### 4-5-1-9 障がい者支援施設との連携における初期投資について

本アンケート調査結果から、障がい者支援施設との連携における初期投資について表 4-11 に示す。表 4-11 から、市町村の大半が連携における初期投資がないことがわかる。初期投資がない理由としては、国が実証事業としているためである。また、認定事業者や障がい者支援施設は金銭や物品が初期投資となっている事例が多く、金銭は少ない事例で 100 万円、多い事例で 5300 万円という結果であった。物品では、ストックヤードや解体工具、作業服などがあつた。

表 4-11 連携における初期投資 (n=19)

連携における初期投資	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
物品	2	2	2
金銭	0	1	1
なし	9	1	1

#### 4-5-1-10 障がい者支援施設との連携の発案者について

本アンケート調査結果から、障がい者支援施設との連携の発案者について表 4-12 に示す。



表 4-12 から、連携の発案者は市町村からが最も多く、次いで障がい者支援施設から、最後に企業からという形となった。また、その他の回答では、両者がほぼ同時に発案したという回答も見られた。小型家電リサイクル事業を実施している市町村が人手不足解消のためや障がい者の方の雇用促進のために連携の発案者となっている事例が多いと考えられる。

表 4-12 連携の発案者 (n=22 複数回答可)

連携の発案者	回答件数
市町村から	15
企業から	3
障がい者支援施設から	6
その他	1

#### 4-5-1-11 障がい者支援施設との連携の契約期間について

本アンケート調査結果から、障がい者支援施設との連携の契約期間について表 4-13 に示す。なお、ここでの契約期間とはこれまでの連携してきた期間とする。表 4-13 から、いずれの対象地についても連携期間が半年以上 2 年未満であることがわかる。これは、小型家電リサイクル法が施行された年が 2013 年であるということから、2 年以上連携している対象地が少なかったのだと考えることができる。さらに、一度連携してからは、現在まで継続して連携し続けているとも考えることができ、障がい者支援施設とは連携することがしやすいのではないかと予想できる。

表 4-13 連携の期間 (n=22)

連携の期間	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
半年以下	1	0	0
半年以上2年未満	10	4	5
2年以上	0	0	1
その他	0	1	0

#### 4-5-1-12 作業している障がい者の方の人数について

本アンケート調査結果から、小型家電リサイクル事業において作業している障がい者の方の人数について表 4-14 に示す。表 4-14 から、いずれの対象地においても障がい者の方が雇用や作業されておられる人数は 10 人以下が多く、次いで 11 人から 30 人という結果となった。また、現地ヒアリング調査の結果から、障がい者の方を正式に雇用しているという事例もあった。

表 4-14 小型家電リサイクル事業における障がい者の方の作業人数 (n=24)

作業人数	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
10人以下	9	2	4
11～30人	3	2	3
31～50人	0	0	0
50人以上	0	1	0

現地ヒアリング調査から、障がい者の方が実際に作業しておられる様子を、許可を得て撮影したものを以下の図 4-2、4-3 に示す。作業している様子は一般の方と全く変わらない様子であり、専門的な道具や工具を取り扱っているなどのことから、立派な労働力になっていると感じた。



図 4-2 障がい者の方の働く様子①



図 4-3 障がい者の方の働く様子②

#### 4-5-1-13 障がい者支援施設との打ち合わせ頻度について

本アンケート調査結果から、連携における打ち合わせの頻度について表 4-15 に示す。表 4-15 から、週に 1 回や 1 ヶ月に 1 回の頻度で打ち合わせをしている対象地が多く見られた。また、その他では年度初めのみ、打ち合わせはほとんどしていない、などの回答もあることから、連携する対象地毎で打ち合わせの頻度は大きく異なるものと考えられる。

表 4-15 連携における打ち合わせ頻度 (n=17)

打ち合わせ頻度	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
週に1回	0	1	3
2週に1回	3	0	0
1カ月に1回	4	0	2
その他	3	0	1

#### 4-5-1-14 指導員の確保について

本アンケート調査結果から、指導員の確保について表 4-16 に示す。表 4-16 から、全ての対象地において障がい者の方のための指導員を確保していることがわかった。この結果から、障がい者支援施設との連携においては、指導員の確保は必要不可欠であることがわか

る.

表 4-16 障がい者の方に対する指導員の有無 (n=17)

指導員の有無	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
有り	8	3	6
無し	0	0	0

次いで、指導員の確保人数について表 4-17 に示す。表 4-17 から、指導員の人数は 1 人～3 人が最も多いことがわかる。また、指導員の人数が多い対象地では、生活支援員、生活指導員、看護職、サービス管理責任者、就労支援員、目標工賃達成指導員などに分類して指導員を確保していた。

現地ヒアリングを実施した株式会社しんえこ、エコミットまつもとは業務内容を指示する指導員と健康チェックをする指導員とに分けることで、フィジカル面とメンタル面の両面をサポートする体制が整えられていた。

表 4-17 障がい者の方に対する指導員の人数 (n=15)

指導員の人数	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
1人～3人	6	2	3
4人～6人	0	0	1
7人以上	1	1	1

#### 4-5-1-15 小型家電リサイクル事業における障がい者支援施設との連携における採算性について

本アンケート調査結果から、小型家電リサイクル事業における障がい者支援施設との連携における採算性について表 4-18 に示す。表 4-18 から、採算性がある対象地もあれば、採算性がない対象地も見られることがわかる。その理由としては、地域毎の回収量の差、回収品目の違いなどから生じると考えられる。しかし、現地ヒアリング調査から、使用済小型電子機器を提供することで、障がい者の方の仕事の提供に繋がるということを地域の方々に広めることにより、回収量は増え、高価値の物も回収できるようになったという事例もある。

表 4-18 障がい者支援施設との連携における採算性の有無 (n=22)

採算性の有無	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
有り	6	1	3
無し	6	3	3

#### 4-5-1-16 障がい者支援施設との連携の費用負担について

本アンケート調査結果から、障がい者支援施設との連携の費用負担について表 4-19 に示す。表 4-19 から、費用負担の問題が生じている対象地はほぼないということがわかる。その理由としては、国からの小型家電リサイクル事業への支援や障がい者多数雇用助成金などがあるからだと考えられる。また、障がい者の方を雇用という形ではなく、就労継続支援 B 型事業という就労支援の形であることから、障がい者の方への賃金が安いことも理由の 1 つではないかと考える。

表 4-19 障がい者支援施設との連携における費用負担の問題の有無 (n=10)

費用負担の問題の有無	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
有り	1	0	0
無し	5	1	3

#### 4-5-1-17 障がい者支援施設に委託する小型家電回収量について

本アンケート調査結果から、障がい者支援施設に委託する小型家電回収量について表 4-20 に示す。表 4-20 から、充分委託する量を回収できているが最も多く、次いで、不安定であるが多い結果となった。回収量が不安定である理由としては、継続性のない回収物が多いこと、入札物件があること、在庫処分により業者から提供して頂いているものがあること、回収状況が受け身であること、などが考えられる。安定した回収量を維持することができれば、その分、障がい者の方の仕事も増え、雇用は促進に向かっていくかもしれない。

表 4-20 障がい者支援施設に委託する小型家電回収量 (n=14)

委託する回収量	市町村	認定事業者
充分確保できている	6	2
充分確保できていない	0	0
不安定である	4	2

#### 4-5-1-18 認定事業者における障がい者の方に対する研修の有無について

本アンケート調査結果から、認定事業者における障がい者の方に対する研修の有無について表 4-21 に示す。表 4-21 から、障がい者の方に対して研修を実施している対象地が多いことがわかる。

表 4-21 認定事業者における障がい者の方への研修の有無 (n=4)

研修の有無	回答件数
有り	3
無し	1



#### 4-5-1-19 認定事業者における障がい者の方に対する研修の内容について

研修の内容としては、仕事の作業内容について、工具の使い方、安全面について、作業知識、一般常識などが多数見られた。仕事の内容だけでなく、一般常識も研修内容としていくことで障がい者の方に社会性を身に付けてもらえると考えられる。

現地ヒアリング調査から、株式会社しんえこではコンサルタントの外部講師の方を招いてのステップアップセミナーを月に2回程度実施しており、危険性について、商品知識、働くことの意義などについて研修しているとのことであった。研修に使用されている部屋を撮影したものを以下の図4-4に示す。



図 4-4 研修部屋の様子

また、株式会社しんえこでは仕事の面以外でも人間性を高めることを目的に、障がい者の方に朝礼の係、掃除の係などに分類し、曜日毎に役割分担をしているとのことであった。これにより、障がい者の方に生活習慣が身に着くということであった。障がい者の方を役割分担した用紙を撮影したものを以下の図4-5に示す。

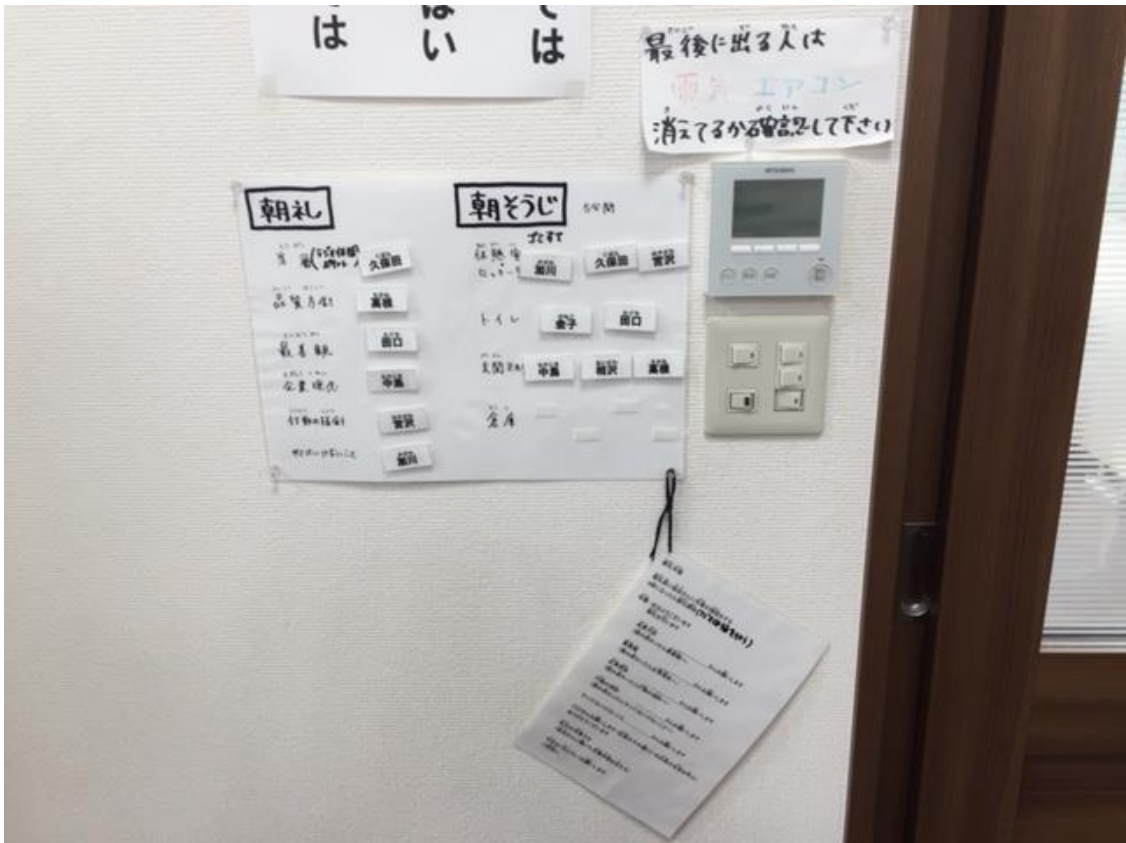


図 4-5 障がい者の方の役割分担

#### 4-5-1-20 使用済小型電子機器の一ヶ月の回収量について

本アンケート調査結果から、使用済小型電子機器の一ヶ月の回収量について表 4-22 に示す。表 4-22 から、回収量は 2001 kg 以上が最も多く、次いで、500 kg 以下が多い結果となった。この結果から、対象地の規模の大きさによって回収量の差が大きいこと、認定事業者はいずれも回収量が多く、障がい者の方に仕事を提供できる量が充分にあるのではないかと考えられる。

表 4-22 使用済小型電子機器の一ヶ月の回収量 (n=17)

回収量	市町村	認定事業者
500kg以下	5	0
501kg～1000kg	2	0
1001kg～2000kg	1	0
2001kg以上	5	4

#### 4-5-2 小型家電リサイクル事業に携わる障がい者支援施設について

##### 4-5-2-1 障がい者支援施設に属している障がい者の方の人数について

本アンケート調査結果から、障がい者支援施設に属している障がい者の方の人数について

て表 4-23 に示す。表 4-23 から、障がい者の方が 10 人以下の施設はなく、人数は施設の規模によって、それぞれ異なることがわかる。

表 4-23 障がい者支援施設に属している障がい者の方の人数 (n=6)

障がい者の方の人数	回答件数
10～20人	2
21人～40人	2
40人～60人	2

#### 4-5-2-2 障がい者支援施設に勤めている職員の方の人数について

本アンケート調査結果から、障がい者支援施設に勤めている職員の方の人数について表 4-24 に示す。表 4-24 から、職員の人数として、11 人～20 人が最も多いことがわかる。障がい者の方の人数にもよるが、表 4-23 と踏まえて考察すると、職員の方 1 人につき最大で障がい者の方が 3 名という形が限度ということかもしれない。

表 4-24 障がい者支援に勤めている職員の方の人数 (n=6)

職員の方の人数	回答件数
1人～10人	2
11人～20人	4
20人以上	0

#### 4-5-2-3 小型家電リサイクル事業に携わる障がい者の方の人数について

本アンケート調査結果から、小型家電リサイクル事業に携わる障がい者の方の人数について表 4-25 に示す。表 4-25 から、障がい者支援施設に属している障がい者の方のうち、ほとんどの方が小型家電リサイクル事業に携わっている施設があることがわかる。一方で、小型家電リサイクル事業に携わる方の人数が少ない対象地もあり、その理由としては、小型家電リサイクル事業の採算性が低く、賃金などが安いという理由が見られた。

表 4-25 小型家電リサイクル事業に携わる障がい者の方の人数 (n=6)

	障がい者の方の人数	小型家電リサイクル事業に携わる人数
A	41	3
B	52	10
C	30	29
D	18	4
E	26	4
F	20	19



#### 4-5-2-4 小型家電リサイクル事業への目的

本アンケート調査結果から、小型家電リサイクル事業への目的について表 4-26 に示す。表 4-26 から、就労移行支援のためが最も多いことがわかる。これは、市町村や認定事業者の連携の開始理由と合致しており、連携する両者が障がい者の方の就労移行支援、就労支援を目的として小型家電リサイクル事業に携わっていることがわかる。

表 4-26 小型家電リサイクル事業への目的 (n=6 複数回答可)

事業への目的	回答件数
就労移行支援のため	5
就労のため	2
生活介護や自立訓練のため	1
その他	1

#### 4-5-2-5 自治体からの支援の有無

本アンケート調査結果から、自治体からの支援の有無について表 4-27 に示す。表 4-27 から、自治体からの支援はほとんどの事例においてないことがわかる。また、支援があった事例の支援内容としては、説明会の開催と初期投資 100 万円の支援であった。この結果から、障がい者支援施設に対する自治体自体からの支援はないことが多いことがわかる。

表 4-27 自治体から障がい者支援施設への支援の有無 (n=6)

支援の有無	回答件数
有り	1
無し	5

#### 4-5-2-6 小型家電リサイクル事業は障がい者の方にとって働きやすい環境かどうか

本アンケート調査結果から、小型家電リサイクル事業は働く場として適しているかについて表 4-28 に示す。表 4-28 から、市町村、認定事業者、障がい者支援施設の全ての対象地において小型家電リサイクル事業が障がい者の方にとって働きやすい環境であるという回答をしていることがわかる。その理由としては、障がい者の方の特性にあった仕事を提供できるから、安全性の確保しやすい環境であるから、構造化された仕事内容が多く覚えやすいから、納期がなく品質を問われることも少ないから、などがあげられた。このように、連携した対象地は小型家電リサイクル事業が障がい者の方にとって働きやすい環境があり、働きやすいと考えていることがわかる。

表 4-28 小型家電リサイクル事業は障がい者の方に適しているかどうか (n=14)

適した環境か	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
適している	5	3	6
適していない	0	0	0

#### 4-5-2-7 小型家電リサイクル事業は障がい者の方にとって働く場の一つとなる可能性はあるかどうか

本アンケート調査結果から、小型家電リサイクル事業は障がい者の方にとって働く場の一つになるかについて表 4-29 に示す。表 4-29 から、過半数以上の対象地が働く場となる可能性があるとして回答している。その理由としては、作業内容が簡単であるから、解体などの緻密な作業に向いている障がい者の方が多いから、十分な戦力として働いているからなどが挙げられた。一方で、可能性はないと回答した理由としては、小型家電リサイクル事業だけでは採算性が低いからという理由であった。

表 4-29 小型家電リサイクル事業は障がい者の方の働く場となるかどうか (n=21)

働く場となる可能性はあるか	市町村	認定事業者	障がい者支援施設
ある	11	3	3
ない	1	1	2

#### 4-5-3 ヒアリング調査結果について

ヒアリング調査結果から、現地訪問による調査とメールによる調査に分類した回答結果を表 4-30、表 4-31、表 4-32 に示す。表 4-30 から、使用済小型電子機器の回収量を維持していく方法として、付き合いの長い会社から無料で貰うこと、地域を巻き込んでいくことが重要ということがわかる。また、小型家電リサイクル事業に携わっている障がい者の方が多いが、エコミットでは就労支援として小型家電やパソコンの解体を行っており採算性は重視されていないこともわかった（収益を求める障害者は他の仕事に従事）。

表 4-30 現地ヒアリング調査結果①

質問項目	
株式会社しんえこ	
問1	資源物引取作業やプラント運転とは
問2	就労支援のためのパソコン利用の方法とは
問3	塩尻市内の福祉事業所との連携の詳細
問4	助成金はどこからのものか
問5	発案者の再確認
問6	ステップアップセミナーについて
問7	事業立ち上げの理由の詳細
問8	障がい者の方を社員として雇用しているのか
問9	チームリーダーとは
問10	回収量を維持するための対策
問11	職場の環境づくりのポイント
問12	しんえこで障がい者の方との雇用契約の有無
問13	写真撮影の許可
回答内容	
問1	資源物引取業務とは引き受け、回収業務のことで障がい者の方が1~2名程度が助手として業務に取り組む。地域の方で、障がい者の方のため仕事を提供したいという人が多いプラントは長野県唯一のシュレッダーのこと
問2	パソコンの解体
問3	2年前から就労継続支援B型事業の形に近い物をしている。当初は、塩尻市に対して市から仕事を提供できるか聞いていた。それが困難ということで、平成29年度から無料回収ステーションを塩尻市に設置し運営していく予定
問4	障がい者多数雇用助成金（障がい者を15名以上雇用している企業に降りる助成金）を長野県労働局に申請し、3000万を助成していただいた
問5	両者が同時。しんえこは、小型家電での仕事を提供したかった
問6	1年に24回実施。テストなども定期的実施。危険性、商品知識、働くことの意味などを教えており、講師はISO取得時お世話になったコンサルタントの先生など
問7	事業を立ち上げたのではない。行政からパソコンなどがもらえないため、地域の方たちからパソコンなどを頂いている
問8	社員として雇用している
問9	生産部門のリーダーが仕事の指示をしている。また、健康管理を担当するリーダーを設けており、メンタル面などを診てくれている
問10	付き合いの長い会社からもらえる物など（入札物は価格に差がある）回収量の維持していくためには、地域を巻き込んでいくことが大切。いらなくなった小型家電を提供することで障がい者の方の仕事ができる、ということを知ってもらうことが大切。
問11	環境：ラインや標識を多くしている。 仕事：適正に合った仕事を見出す。そして、適正に合った仕事を見つけ、やってもらうまた、障がい者の方が休んでも回るようにシフトを組むサポート：適正評価をしていく。面談を実施（全員に年2回）
問12	雇用している
問13	許可

表 4-31 現地ヒアリング調査結果②

質問項目	
エコミットまつもと	
問1	他の事業に比べ小型家電リサイクル事業が雇用の場となっているのか
問2	所属している障がい者の方の年齢構成
問3	エコミットまつもとの立ち上げの経緯
問4	エコミットまつもとの障がい者の方の立場
問5	ストックヤードの所有者について
問6	採算性を高めていくために実施している事
問7	施設を敬遠しがちな人でも来れる環境とは
問8	高校を卒業した障がい者の方への対応
問9	エコミットまつもとの収入・支出の内訳
回答内容	
問1	小型家電事業に携わっている人は多いが、収益は低い事業。収益を求める人は外部に出ている
問2	就労移行：18～20歳が18名 就労継続支援B型事業：40代中心4名
問3	2015年に単独事業として立ち上げ。単独だと国からの支援を多くもらえたから。また、就職を目指す人が働きやすい環境を作りたかったから
問4	施設の利用者として所属している
問5	土地はしんえこ ものはエコミット
問6	採算性の高い物を効率よく回収することが必要。会社間の長いつきあい、地域を巻き込むことが大切になる
問7	選択の1つにはなっていると考える。以前他の企業にいた人や職に就きたいと考えている人には良い環境だといえる
問8	月に5から6人は来る
問9	収入がB型の支援費1人につき1日5500円と委託費1人1日300円 支出が土地代月5万、賃金として移行者には1日200円×18人 B型には月3万×2人

問9の回答結果から、エコミットまつもとの収入・支出を試算する。なお、就労継続支援B型事業の支援費の上限日数を20日間とし、就労継続支援B型事業の対象者は2名、就労移行支援の対象者は18名とする。

- 収入：5500円×20日×2名（就労継続支援B型事業の収入）＋300円×20日×18人（就労移行支援の収入）＝328000円
- 支出：50000円（土地代）＋30000円×2人（就労継続支援B型事業の支出）＋200円×20日×18人（就労移行支援の支出）＝182000円

➤ 収支：328000円（収入）－182000円（支出）＝146000円

表 4-32 メールヒアリング調査結果

質問項目	
燕市	
問1	初期投資に用意した物品はなにか
問2	障がい者支援施設の選定について
問3	作業人数を増やしていく予定の有無
上越市	
問1	ストックヤードの規模について
問2	障がい者支援施設の選定方法
問3	小型家電回収量の対策はなにか
問4	取り組み開始にあたり参考にした事例の有無
回答内容	
燕市	
問1	計量用台ばかり，電動ボーリング機，PR用物品，工具類，回収用アンテナ
問2	市内8か所の施設に事業提案をした上で希望性を募った
問3	作業人数を増やしていく予定はない
上越市	
問1	約30㎡
問2	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則」や「小型家電リサイクル法」の要件を満たす書類を提出していただいたうえで、現地確認を行い、適正に処理ができる施設であることを条件としている
問3	現在、50品目を対象に小型家電を回収していますが、金属以外のプラスチックの割合などを考慮するとこれ以上の品目拡大は難しい。一方で、金属市況の下落もあり、当面は推移を注視している状況
問4	新潟市を参考

#### 4-6 まとめ

本章の目的である，小型家電リサイクル法実施市町村並びに認定事業者と障がい者支援施設との連携状況の実施実態の把握（目的1）について，予備アンケート調査，本アンケート調査，ヒアリング調査結果からわかる点を，以下にまとめる．

・障がい者支援施設との連携状況について

① 障がい者支援施設と連携していたのは13市と1社であり，障がい者団体と連携している自治体は7.2%（180市中13市），障がい者団体と連携している認定事業者は8.3%（12社中1社）である．

② 障がい者団体と連携予定である市町村は2.4%（168市中4市），障がい者団体と連携予定である認定事業者は9.1%（11社中1社）である．

・障がい者支援施設との連携の実施実態について

- ① 連携の開始理由として障がい者の方の雇用促進のためが開始の主な理由となった。
- ② 連携の課題点は、障がい者支援施設への委託量の確保や安全性、売却益の確保などである。
- ③ 全ての対象地において障がい者の方のための指導員を確保していることがわかった。現地ヒアリングを実施した株式会社しんえこ、エコミットまつもとでは指導員を業務内容を指示する指導員と健康チェックをする指導員とに分けることで、フィジカル面とメンタル面の両面をサポートする体制が整えられていた。
- ④ 障がい者の方に対して研修を実施している対象地が多いことがわかった。研修の内容としては、仕事の作業内容について、工具の使い方、安全面について、作業知識、一般常識などが多数見られた。仕事の内容だけでなく、一般常識も研修内容としていくことで障がい者の方に社会性を身に付けてもらえると考えられる。
- ⑤ 市町村、認定事業者、障がい者支援施設の全ての対象地において小型家電リサイクル事業が障がい者の方にとって働きやすい環境であるという回答をしていることがわかった。
- ⑥ 過半数以上の対象地が働く場となる可能性があるという回答している。その理由としては、作業内容が簡単であるから、解体などの緻密な作業に向いている障がい者の方が多いから、十分な戦力として働いているからなどが挙げられた。
- ⑦ 現地ヒアリング調査から、今後の小型家電リサイクル事業において、地域の方達を小型家電リサイクル事業に巻き込んでいくこと、会社同士、市町村同士などの協力体制の強化の必要性がわかった。